

令和 3 年 5 月 7 日

○規則

小田原市民ホール条例施行規則

小田原市民ホール条例の施行期日を定める規則

小田原市民会館条例施行規則を廃止する規則

小田原市民ホール条例施行規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 8 号

小田原市民ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市民ホール条例（令和2年小田原市条例第1号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 条例第6条第1項前段の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間（市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める期間）内に小田原市民ホール使用許可・使用料減額（免除）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(1) 大ホール 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで

イ 練習（リハーサル、準備作業、撤収作業等を除く。以下同じ。）のために使用する場合 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から使用しようとする日の7日前の日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで

(2) 小ホール、スタジオ、展示室及びギャラリー回廊 使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日から使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで

(3) 楽屋 その使用に係る大ホール又は小ホールについて定められた前2号の期間

(4) 練習室 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 小田原市民ホール使用計画書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類

(2) 大ホール、小ホール及びスタジオを練習のために使用する場合並びに練習室を使

用する場合 市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第6条第1項前段の許可をしたときは、小田原市民ホール使用許可・使用料減額（免除）決定通知書（様式第3号）を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

4 第1項の規定による申請の受付時間は、午前9時から午後8時までとする。

（使用許可の基準）

第3条 条例第6条第1項前段の許可は、前条第1項の規定による申請の順により行う。ただし、一の施設について同一の日時の使用に係る申請が市長が別に定める期間内に複数の者からされた場合においては、協議又は抽選により行うものとする。

（変更許可）

第4条 条例第6条第1項後段の許可を受けようとする者は、小田原市民ホール使用変更許可申請書（様式第4号）に第2条第3項の規定により交付された許可書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。

3 市長は、使用の変更を許可したときは、小田原市民ホール使用変更許可書（様式第5号）を申請した者に交付するものとする。

（使用の取りやめの届出）

第5条 条例第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る使用を取りやめようとするときは、小田原市民ホール使用取りやめ届（様式第6号）に第2条第3項又は前条第3項の規定により交付された許可書を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（付帯設備の使用料）

第6条 条例第7条第1項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

（使用料の差額の徴収）

第7条 第4条第2項の規定により使用内容の変更を許可した場合において使用料に差額が生じたときは、その差額を徴収する。

（使用料の減免）

第8条 条例第8条の規定により使用料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が主催する事業に使用する場合 免除

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額の減額
又は免除

2 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、条例第6条第1項の許可の申請をする際に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(使用料の還付基準)

第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設又は設備の全部を使用できなかったとき 既納の使用料の全額

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 市長が定める額

(3) 使用の変更を申請し、市長の許可を受けた場合であって既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき又は使用の取りやめの届出をしたとき 別表第2の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日に対応する同表の右欄に掲げる算出基準により算定した額

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、条例第10条の規定により条例第6条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させるときは、小田原市民ホール使用許可取消・使用中止通知書（様式第7号）を使用者に交付するものとする。

(入館者の遵守事項)

第11条 何人も、小田原市民ホール（以下「市民ホール」という。）内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) あらかじめ指定された場所以外の場所における喫煙及び飲食

(2) 火気の使用。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めて、市民ホール内に掲示した行為

(職員の立入り)

第 1 2 条 使用者は、管理のために立ち入る関係職員の入場を拒むことができない。

(使用者の配慮義務)

第 1 3 条 使用者は、市民ホールの施設の使用に当たっては、必要に応じて、その使用に係る施設の内外における当該施設の入場者の整理、他の入館者への配慮その他市民ホールの良好な施設環境を維持するための必要な措置を講ずるものとする。

(損害の届出)

第 1 4 条 使用者は、市民ホールの建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して市長に届け出なければならない。

(実施細目)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、市民ホールの管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 5 日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

設備名称		時間区分	使用単位	使用料
舞台	音楽舞台フルセット		1式	円 27,100
	音楽舞台セットA		1式	14,900
	音楽舞台セットB		1式	7,400
	所作台	大ホール用	1式	9,000
		小ホール用	1式	6,500
	花道所作台	大ホール用	1式	3,000
		小ホール用	1式	1,000
	鳥屋囲い	大ホール用	1式	1,000
		小ホール用	1式	500
	指揮者台	大ホール用	1台	300
		小ホール用	1台	150
	指揮者用譜面台	大ホール用	1台	200
		小ホール用	1台	100
	演奏者用譜面台		1台	100
	演奏者用椅子		1台	100
	譜面灯		1台	100
	コントラバス椅子	大ホール用	1脚	100
		小ホール用	1脚	50
	演台	大ホール用	1台	700
		小ホール用	1台	600
	平台		1台	300
	アブラアゲ		1台	100
	びょうぶ		1双	1,500
松羽目		1式	1,500	
リノリウム		1本	300	
バレエバー・スタンド		1式	200	

	パンチカーペット	大ホール用	1 式	1, 0 0 0	
		小ホール用	1 式	6 0 0	
	めくり台		1 台	2 0 0	
	大太鼓		1 個	5 0 0	
	締め太鼓		1 個	3 0 0	
	長座布団		1 枚	2 0 0	
	高座用座布団		1 枚	2 0 0	
	ござ		1 枚	2 0 0	
	緋毛せん		1 枚	2 5 0	
	司会者台		1 台	3 5 0	
	レクチャー台		1 台	3 0 0	
	音響	拡声設備 A	大ホール用	1 式	6, 0 0 0
			小ホール用	1 式	4, 0 0 0
		拡声設備 B	大ホール用	1 式	5, 0 0 0
小ホール用			1 式	3, 0 0 0	
ダイナミックマイク		1 台	8 0 0		
コンデンサーマイク		1 台	1, 2 0 0		
バウンダリーマイク		1 台	8 0 0		
ワイヤレスマイク A		1 台	3, 0 0 0		
ワイヤレスマイク B		1 台	1, 6 0 0		
三点つり装置		1 式	2, 0 0 0		
サブミキサー		1 台	5 0 0		
CDプレイヤー		1 台	1, 0 0 0		
記録装置 A		1 台	1, 0 0 0		
記録装置 B		1 台	8 0 0		
パワードスピーカー		1 台	1, 0 0 0		
スピーカー		1 台	8 0 0		
簡易移動型 P A システム A		1 台	2, 0 0 0		
簡易移動型 P A システム B		1 台	1, 0 0 0		

	移動型映像ワゴン		1台	500
	ビデオプロジェクターA		1台	5,000
	ビデオプロジェクターB		1台	1,000
	スクリーンA		1枚	2,500
	スクリーンB		1枚	500
	シンセサイザーアンプ		1台	250
	ギターアンプ		1台	250
	ベースアンプ		1台	250
照明	地明かりセットA	大ホール用	1式	30,000
		小ホール用	1式	17,000
	地明かりセットB	大ホール用	1式	24,400
		小ホール用	1式	8,800
	ムービングライト卓		1台	2,500
	ポータブル調光卓		1台	500
	ボーダーライト		1列	800
	スポットライト	500ワット	1台	300
		1キロワット	1台	400
		1.5キロワット	1台	500
	エリプソイダルスポットライト		1台	400
	パーライト	500ワット	1台	300
		1キロワット	1台	400
	エフェクトマシンセット		1式	1,500
	波エフェクト		1台	1,300
	ミラーボール		1台	1,000
	アッパーホリゾンライト		1列	700
	ロアホリゾンライト		1列	700
	フットライト		1列	600
	LEDライト		1台	300
ムービングライト		1台	1,000	

	ハロゲンピンスポットライト		1台	700
	センターピンスポットラ	大ホール用	1台	2,000
	イト	小ホール用	1台	1,000
楽 器	ピアノA (スタインウェイ)		1台	10,000
	ピアノB (スタインウェイ)		1台	7,000
	ピアノC (ヤマハ)		1台	5,000
	ピアノD (カワイ)		1台	1,500
	ピアノE (ベーゼン)		1台	1,500
	シンセサイザー		1台	250
	シンセサイザー附属品		1式	100
	ドラム		1式	500
展 示	フック・ハンガー	1日	1組	20
	つり式パネル		1式	500
	キャスターパネル		1台	1,500
	箱型パネル		1台	4,000
	LEDスポットライト		1台	200
	展示台座		1台	700

別表第2 (第9条関係)

施設	変更の申請日又は取りやめの届出日	算出基準
大ホール、小ホール、楽屋及びスタジオ（練習のために使用する場合を除く。）	使用の日の90日前まで	変更にあつては差額の、取りやめにあつては既納の使用料の100分の70に相当する額
展示室並びにギャラリー回廊	使用の日の30日前まで	変更にあつては差額の、取りやめにあつては既納の使用料の100分の50に相当する額
大ホール、小ホール、楽屋及びスタジオ（練習のために使用する場合に限る。）	使用の日の7日前まで	変更にあつては差額の、取りやめにあつては既納の使用料の100分の50に相当する額

練習室	使用の日の前日まで	変更にあつては差額の、取りやめにあつては既納の使用料の100分の50に相当する額
-----	-----------	--

様式第1号 (第2条関係)

小田原市民ホール使用許可・使用料減額（免除）申請書 年 月 日 小田原市長 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 次のとおり申請します。						
使用目的・内容						
使用責任者	住 所					
	氏 名				電 話	
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無		販 売		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用施設・ 設備	使用月日	使用時間	基本使用料	算定使用料	合 計	減免後使用 料
使用料合計						円
減額・免除申請 の理由						
その他必要事項						

様式第2号（第2条関係）

小田原市民ホール使用計画書

申請者	住所				
	団体名				
	氏名		電話		
使用責任者	住所				
	氏名		電話		
使用目的・内容	催物名称				
	使用目的				
使用施設	<input type="checkbox"/> 大ホール				
	<input type="checkbox"/> 大ホール楽屋	<input type="checkbox"/> 楽屋A	<input type="checkbox"/> 楽屋B	<input type="checkbox"/> 楽屋C	<input type="checkbox"/> 楽屋D
		<input type="checkbox"/> 楽屋E	<input type="checkbox"/> 楽屋F		
	<input type="checkbox"/> 小ホール				
	<input type="checkbox"/> 小ホール楽屋	<input type="checkbox"/> 楽屋G	<input type="checkbox"/> 楽屋H	<input type="checkbox"/> 楽屋I	
	<input type="checkbox"/> スタジオ				
	<input type="checkbox"/> 展示室	<input type="checkbox"/> 全面	<input type="checkbox"/> 1/2	<input type="checkbox"/> 3/4	<input type="checkbox"/> 1/4
	一部利用の場合の区分（A・B・C・D）				
<input type="checkbox"/> ギャラリー回廊	<input type="checkbox"/> 全面	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階		
使用期間	準備	年	月	日	時 分から
		年	月	日	時 分まで
	リハーサル	年	月	日	時 分から
		年	月	日	時 分まで
本番		年	月	日	時 分から
		年	月	日	時 分まで
撤収		年	月	日	時 分から
		年	月	日	時 分まで
その他必要事項					

様式第3号（第2条関係）

小田原市民ホール使用許可・使用料減額（免除）決定通知書						
						番 号 年 月 日
様						
小田原市長						
印						
次のとおり許可します。						
使用目的・内容						
使用責任者	住所					
	氏名		電話			
入場料等	<input type="checkbox"/> 有（ 円）		<input type="checkbox"/> 無		販 売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用施設・設備	使用月日	使用時間	基本使用料	算定使用料	合 計	減免後使用料
使用料合計						円
減額・免除申請の理由						
その他必要事項						

様式第4号（第4条関係）

小田原市民ホール使用変更許可申請書					
年 月 日					
小田原市長 様					
申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話					
次のとおり申請します。					
許 既 可 に の 受 内 け 容 た	許可年月日	年 月 日			許可番号
	使用責任者	住 所			電 話
		氏 名			
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前		変 更 後	
使 用 料		変 更 後 使 用 料	既 納 使 用 料	使 用 料 の 差 額	
		円	円	円	
そ の 他 必 要 事 項					

様式第5号（第4条関係）

<p>小田原市民ホール使用変更許可書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">小田原市長 印</p> <p>次のとおり許可します。</p>					
許 既 可 に の 受 内 け 容 た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所		電 話	
		氏名			
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後		
使 用 料		変更後使用料	既納使用料	使用料の差額	還付・追徴
		円	円	円	円
その他必要事項					

様式第6号 (第5条関係)

小田原市民ホール使用取りやめ届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 住 所

団体名

氏 名

電 話

次のとおり届け出ます。

許既 可に の受 内け 容た	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所		電 話	
氏名					
取りやめの理由					
既納使用料		円			
その他必要事項					

様式第7号（第10条関係）

小田原市民ホール使用許可取消・使用中止通知書			
		番 号 年 月 日	
様		小田原市長 印	
次のとおり通知します。			
交付した許可書	使用許可	年 月 日	
		許可番号	
	使用変更許可	年 月 日	
		許可番号	
内 容	使用許可の取消し・使用中止		
根 拠	小田原市民ホール条例第10条第 号		
理 由			
使 用 料	既 納 使 用 料		円
	変 更 後 使 用 料		円
	還 付 金 額		円
備 考			

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

小田原市民ホール条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 29 号

小田原市民ホール条例の施行期日を定める規則

小田原市民ホール条例（令和 2 年小田原市条例第 1 号）の施行期日は、令和 3 年 9 月 5 日とする。ただし、同条例附則第 2 項の規定の施行期日は、同年 8 月 1 日とする。

小田原市民会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 7 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 0 号

小田原市民会館条例施行規則を廃止する規則

小田原市民会館条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 2 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。